

浸水被害にあわれた皆様へ

大雨被害に係る被災者支援制度について

鶴岡市では大雨により被害を受けた住宅について下記の支援を行っています。
詳しくはそれぞれの担当にお問い合わせください。

【床上浸水被害にあわれた方へ】

1. 大雨における住宅の応急修理

	1世帯あたりの応急修理の限度額
半壊以上の世帯 ○床上浸水 0.1m以上	71万 7千円
準半壊世帯 ○床上浸水 0.1m未満	34万 8千円

※ 水害により被害を受けた住宅に関して緊急に応急修理が必要な個所を市が直接修理業者（被害にあわれた方が修理を依頼する業者）に工事を発注し応急修理を行ない、代金を支払うもので、事前着工は対象外となります。

修理の対象範囲は、水害により破損した床・壁等の住宅の基本構造部分（内装等は含まれません）、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備などの日常生活に必要な欠くことのできない部分が対象です。

応急修理ホームページ →



【床上・床下浸水被害にあわれた方へ】

2. 大雨浸水家屋修繕等支援

現に居住している住宅の浸水被害による修繕工事に要する費用に支援を行います。

- ・補助内容 対象工事費 の100%（上限45万円）
- ・対象工事 大雨浸水被害により修繕が必要となる工事

（床修理等、ボイラー、エアコン室外機の修理交換、泥の掻き出し・床下の消毒）

修理完了後の補助金申請も可能ですが、被害状況・工事中・工事完了後の写真が必要になります。スマートフォンでも構いませんので写真を残しておいてください。

また、業者に依頼した工事が対象であり、DIYなどは補助対象となりません。

裏面もご覧ください

【住宅が半壊以上の被害（床上浸水で0.1m以上）にあわれた世帯の方へ】

3. 生活家電購入補助

住宅の浸水被害により使用できなくなった生活家電製品の新たな購入費用について支援を行います。

・補助内容 対象家電製品の購入に係る実支出額の100%（上限額あり）

・補助対象 罹災証明書で住宅が半壊以上の被害（床上浸水で0.1m以上）を受けた世帯

品目	補助上限額	品目ごとの補助上限額
洗濯機	18万円	6万円
冷蔵庫		6万円
テレビ		6万円

4. 住宅リフォーム支援事業

1.の「応急修理」や2.の「大雨浸水家屋修繕等支援事業」以外に関する部分や修繕工事に伴いリフォーム工事を行う場合、バリアフリー・断熱化など住宅の性能向上に関する一定要件を含むリフォーム工事について、リフォーム工事費の10%（上限20万円）を補助します。移住世帯、子育て世帯、鶴岡産木材利用、など一定の条件に該当する場合、補助率・限度額が加算されます。

【1～4までの支援事業のお問合せ・相談窓口】

建設部 建築課 TEL 35-1432

5. 山形県災害見舞金（防災安全課窓口）

住家の床上浸水世帯の場合は、10万円（床下浸水は非該当）

【山形県災害見舞金のお問合せ・相談窓口】

市民部 防災安全課 TEL 35-1204

藤島庁舎総務企画課 TEL 64-5812

6. 鶴岡市被災者災害見舞金（福祉課窓口）

住家の床上浸水世帯の場合は、2万円（床下浸水は非該当）

【鶴岡市被災者災害見舞金のお問合せ・相談窓口】

健康福祉部 福祉課 TEL 35-1252

藤島庁舎市民福祉課 TEL 64-5806

7. 罹災証明（防災安全課窓口）

各種支援制度や災害見舞金を受けるためには、罹災証明書の発行が必要です。

【罹災証明や住宅に関する困りごと等のお問い合わせ・相談窓口】

市民部 防災安全課 TEL 35-1204

藤島庁舎総務企画課 TEL 64-5812